

令和8年4月

なぎさ信漁連をご利用の皆様へ

渉外業務に係るお知らせ

皆様から、より一層のご信頼をいただけるよう、以下の取り扱いをさせていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

必ず行います

- ▶ 本会職員が訪問先または店舗窓口において、お客様から現金、通帳・証書、払戻請求書等の重要物をお預かりする際は、本会所定の「受取書」をお渡しします。

決して行いません

- ▶ 本会職員が本会所定の「受取書」以外の名刺やメモ等を受取書の代わりとして、現金、通帳・証書、払戻請求書等の重要物をお預かりすることはありません。
- ▶ お客様のご印鑑をお預かりすること、キャッシュカードの暗証番号をお聞きすることはありません。
- ▶ お借入れの担保品となる場合を除き、通帳・証書等の重要物を長期間お預かりすることはありません。
- ▶ 貯金払戻請求書、借用証書などは、お客様自身が記入・押印するものであり、職員が代筆することはありません。

お客様へのお願い

- ▶ 「受取書」の記載内容・お取引日に誤りがないか十分ご確認ください。
- ▶ 「受取書」は、重要物をお返す際、引き換えに回収しますので、それまで大切に保管してください。
- ▶ 本会職員が、20万円以上の現金を持参させていただいた場合、お受け取りの確認のため、お電話させていただくことがありますので、ご承知願います。
- ▶ 本会職員が万一、「受取書」をお渡ししない等、お客様との対応について、ご不明、ご不審な点がございましたら、担当者にお問い合わせせず、直接本店相談窓口（総務部・営業部）までご連絡ください。

本店相談窓口 ☎078-919-1210